

育児休業復帰に関する誓約書

申込児童 (連名可)	ふりがな	生年月日	第1希望の保育施設・事業所	利用開始希望月
	氏名	年 月 日		年 月

育児休業取得有無について以下の誓約事項を御確認のうえ御記入ください。

保護者氏名	申込児童との続柄	育児休業取得状況
		取得中 ・ 取得無 ・ 取得予定 (予定期間)
		取得中 ・ 取得無 ・ 取得予定 (予定期間)

- 申込児童が保育利用を開始した場合には、**利用開始月の月末まで**に職場に復帰します。
- 職場に復帰したことを証明するため、職場復帰証明書を復帰後2週間以内に京都市（居住している地域の区役所・支所子どもはぐくみ室）に提出します。
- 利用開始月中に同等の勤務内容で復帰しなかった場合や職場復帰証明書を期限までに提出しなかった場合は、保育利用が取り消され、保育施設・事業所の退園や、保育に要した費用の全部又は一部について、京都市から返還を求めることがあります。
- 誓約書を提出後に、育児休業取得有無等の内容が変わる場合は、速やかに申請先の区役所・支所子どもはぐくみ室へ御連絡ください。**やむを得ない理由等により、利用開始月の月末までの職場復帰ができなくなった場合は、必ず事前に御相談ください。**
- 保育利用を開始した児童の育児休業を取得される場合、保育要件がなくなるため、保育利用が継続できなくなります。

<労働局（ハローワーク）への情報提供について>

令和7年4月から育児休業給付金に係る審査が厳格化されることに伴い、育児休業からの復帰による保育申込みにおいて、労働局（ハローワーク）から京都市に対して申請内容に係る調査を理由とした書類の提出の求めがあった場合、申請日や保育利用希望月、希望施設内定辞退の有無等の内容について、必要な範囲で情報提供します。

現在の保育利用に係る意向について、①～②の該当のいずれかにチェックをしてください。

- ① 保育利用ができない場合でも、保育利用の開始を希望している月中に復帰します。
→保育利用が可能になるまでの保育方法にチェックをしてください（複数選択可）。
 保護者が職場に連れて行く 保護者が有給休暇を取得して保育する
 祖父母、親戚等に見てもらう
 下記のサービスを利用する
 勤め先の事業所内保育施設 認可外保育施設 保育園等の一時預かり
 幼稚園 企業主導型保育事業所 ベビーシッター その他（ ）
- ② 保育利用ができない場合は、取得中の育児休業を期間終了まで取得又は延長します。
→申請は利用開始希望月を含む年度末まで有効とし、毎月、保育利用を希望している方として選考対象になります。

(宛先) 京都市長

以上のことに同意し、育児休業から復帰することを誓約します。

記入日：令和 年 月 日 署名：

※育休取得中・取得予定の方が署名ください（連名可）